

改訂作業の概要

1 検討体制と経過について

(1) しまねレッドデータブック改訂委員会の設置

しまねレッドデータブックの改訂に当たっては、平成22年11月1日に専門家による「しまねレッドデータブック改訂委員会」を設置し、改訂作業を開始した。

また、委員以外にも各分類群の専門家に協力者として掲載種の選定、評価及び解説原稿執筆等について御協力をいただいた。

(2) 会議の開催

①平成22年11月1日

第1回しまねレッドデータブック改訂委員会全体会議開催

(検討事項等) 改訂方針、作業スケジュール、改訂作業の実施体制、各委員担当分野、掲載種の見直し作業等

②平成23年12月15日

第2回しまねレッドデータブック改訂委員会全体会議開催

(検討事項等) 改訂スケジュール、改訂方針、現地調査、RDBの構成と作成様式、原稿作成等

2 改訂方針について

上記会議により改訂方針は以下のとおりとなった。

(1) 改訂作業について

①修正の考え方について

基本的には前回改訂したRDB（平成16年3月発行）の時点修正を行う。

②情報収集について

⑦各委員及び協力者との連携による情報収集

⑧既存の文献・資料による情報収集

⑨必要に応じて現地調査による情報収集

(2) カテゴリー区分について

前回のカテゴリーと同様とする。

(絶滅、野生絶滅、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類、準絶滅危惧、情報不足)

(3) 分類群（選定対象範囲）について

前回の分類群と同様とする。

○動物

哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類、甲殻類、陸・淡水産貝類、サンゴ類、淡水海綿類

○植物

維管束植物、蘚苔類、海藻類、地衣類、菌類

(4) RDBの作成時期等について

今回の改訂は、植物編と動物編の分冊で発行し、発行時期は、植物編を平成24年度、動物編を平成25年度を目処とする。

(5) アウトプットの方向性について

前回と同様に印刷物（冊子）と電子媒体（県ホームページ掲載）を作成。ただし印刷物は予算を考慮して作成。

3 現地調査について

今回の植物編の改訂に当たり県が実施した現地調査の実施概要は以下のとおりであるが、それ以外にも各委員及び協力者が独自に現地調査等の情報収集をしていただいていることを申し添える。

(現地調査の実施概要)

それぞれの調査について、調査年月日、調査地、調査者名を記した。

維管束植物

- 平成23年7月23日~24日隠岐の島町（杵村、國井、柳浦、井上）
- 平成23年8月29日~30日出雲市、益田市（柳浦）
- 平成23年10月9日~10日津和野町、吉賀町（杵村、國井、柳浦、井上）
- 平成24年6月22日吉賀町（井上）
- 平成24年7月9日隠岐の島町（八幡、井上）
- 平成24年9月11日~12日知夫村、海士町、西ノ島町（井上、丹後、深谷）
- 平成24年9月29日~30日益田市（柳浦）

蘚苔類

- 平成23年11月9日飯南町（下瀬、井上）
- 平成23年11月20日~21日益田市（下瀬、井上）
- 平成24年5月15日出雲市（下瀬、井上）

(参考)

改訂方針については、上記「2 改訂方針について」のとおりであるが、その他の改訂作業の取扱は前回改訂と同様な取扱としている。

参考となる改訂作業の取扱について、前回の改訂しまねレッドデータブックから抜粋する。

1 カテゴリーについて

国や他の都道府県との比較を行う上でも、また、広く一般の方にわかりやすくするためにも、できるだけ統一的なカテゴリー区分と要件を用いることが望ましいと判断し、基本的に環境省のカテゴリー区分に準拠することとした。

ただし、カテゴリーの要件については、鳥根県では定量的に評価するために必要な十分なデータが得られない種も多いことから、環境省カテゴリーの定性的要件のみを採用することとした。したがって、「絶滅危惧Ⅰ類」は、「ⅠA」と「ⅠB」に区分はしていない。

2 鳥根県固有評価の付記について

掲載された種について、鳥根県の固有・特産種、中国地方の固有・特産種等、全国的に分布域が局限される種、県内において分布域が隔離されている種、分布の限界が存在する種、基準標本産地がある種については、絶滅の危惧の度合いによるカテゴリー区分とは別に、県固有評価として評価区分を並記することとした。

3 選定対象範囲について

(1)共通の対象要件について

全ての分類群に共通する選定評価の対象要件は下記のとおりである。

なお、「種」には、「亜種」を含むものとした。

- ①県内で生息生育の記録がある種
- ②生物学的知見が比較的蓄積されている種
- ③陸産、汽水・淡水産及び人為の影響を受けやすい海岸棲の生物種
- ④外来種は対象外

明治維新以降に県外から導入された種を外来種とし、外国から導入された種だけでなく、国内の他の地域から導入された種も外来種として対象外とした。

- ⑤迷鳥や迷蝶等、県内に安定的に生息・生育しているとは考えにくい種、確認記録があるが誤同定が疑われる種は除く。

(2)分類群ごとの対象条件について

上記の共通の対象要件に加え、各分類群ごとに独自の対象要件を設定した場合は、各分類群の概説において、その旨を説明している。

しまねレッドデータブック改訂委員会委員及び協力者名簿

しまねレッドデータブック改訂委員会委員

	氏 名	所 属 等	担当分類群
委 員 長	松 野 焯	島根大学生物資源科学部名誉教授	両生類・爬虫類
副 委 員 長	秋 村 喜 則	元島根大学生物資源科学部助教授	維管束植物
委 員	秋 吉 英 雄	島根大学生物資源科学部准教授	両生類・爬虫類、サンゴ類、海藻類
	大 畑 純 二	(公財)しまね自然と環境財団客員研究員	哺乳類
	門 脇 久 志	環境省希少野生動植物種保存推進員	昆虫類
	國 井 秀 伸	島根大学汽水域研究センター教授	維管束植物 (水生植物)
	越 川 敏 樹	島根県立宍道湖自然館館長	汽水・淡水魚類
	佐 藤 仁 志	(公財)日本野鳥の会理事長	哺乳類、鳥類、汽水・淡水魚類、甲殻類
	下 瀬 敏	日本蘚苔類学会会員	蘚苔類
	戸 田 顕 史	(公財)島根県環境保健公社	陸・淡水産貝類
	前 川 二 太 郎	鳥取大学農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センター教授	菌類
	八 幡 浩 二	隠岐自然倶楽部	隠岐の生物
	淀 江 賢 一 郎	日本鱗翅学会評議員	昆虫類
委員及び 作業チーム (注)	井 上 雅 仁	(公財)しまね自然と環境財団	維管束植物
	星 野 由 美 子	(公財)しまね自然と環境財団	鳥類
	皆 木 宏 明	(公財)しまね自然と環境財団	昆虫類
	森 茂 晃	(公財)ホシザキグリーン財団	鳥類
	山 口 勝 秀	(公財)ホシザキグリーン財団	汽水・淡水魚類

(注) 作業チーム：(公財)しまね自然と環境財団及び(公財)ホシザキグリーン財団には、今回のしまねレッドデータブック改訂作業に係る作業チームとして各委員・協力者との連絡調整や情報収集の取りまとめを行っていただいた。

植物編協力者 (選定・評価、原稿執筆、現地調査)

	氏 名	所 属 等	分 類 群
植物編 協力者	丹 後 亜 興	植物研究者	維管束植物 (隠岐)
	富 川 康 之	島根県中山間地域研究センター専門研究員	菌類
	中 西 稔	広島大学名誉教授	地衣類
	深 谷 治	NPO法人 隠岐しぜんむら	維管束植物 (隠岐)
	宮 崎 恵 子	島根県中山間地域研究センター嘱託員	菌類
	柳 浦 正 夫	島根県立出雲商業高等学校教諭	維管束植物

(敬称略、50音順、所属は平成25年2月末日現在)

※写真撮影者は、225～227ページに掲載。

改訂版 カテゴリーの定義

カテゴリー及び基本概念	要件
絶滅 Extinct (EX) 本県ではすでに絶滅したと考えられる種	過去に本県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、本県ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に本県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、本県において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。
絶滅危惧 絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered +Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去（30年～50年）の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。
	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	次に該当する種 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 ①個体数が減少している。 ②生息条件が悪化している。 ③過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 ④交雑可能な別種が侵入している。
情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種	次に該当する種 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。 ①どの生息地においても生息密度が低く希少である。 ②生息地が局限されている。 ③生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 ④生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。

改訂版 島根県固有評価の定義

区 分	要件
島根県固有種・特産種	「固有種」は世界的に島根県だけに分布。「特産種」は世界的に分布があるが国内では島根県だけに分布。
中国地方固有種・特産種・準特産種	「準特産種」は、中国地方を分布の本拠とするが、他地域にも分布が見られる種。具体的には中国地方以外の数（1～2）県に分布するもの。
分布域局限種	上記以外で全国的に分布が局限される種。具体的には本県以外の5県前後に分布するもの。
隔離分布種	島根県内において、分布域が隔離されている種。
分布限界種（北限、南限等）	島根県内に分布の限界（北限、南限等）が存在する種。
基準標本産地	島根県内に基準標本産地がある種について記載。